## 岐阜市市街化調整区域の公共下水道管布設に関する要綱

平成26年1月14日決裁 平成30年6月6日決裁 令和2年3月27日決裁 令和3年7月5日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業計画(下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画をいう。以下同じ。)に定める区域のうち、市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。)において公共下水道管(以下「下水道管」という。)を布設する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市街化調整区域における下水道整備の基本的な進め方)

- 第2条 市街化調整区域における下水道整備は、岐阜市公共下水道基本構想(平成21年3月作成) において採算が得られる区域で実施し、着手の判断は総合的見地から慎重に行うものとする。
- 2 区域内住民の要望の度合い、土地利用の動向等、現地の状況を見極め、最小限の区域に限定して実施し、下水道への早期接続に繋げるものとする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 公道 道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1項に規定する道路及び岐阜市法定外公 共物管理条例 (平成16年岐阜市条例第54号) 第2条第1号に規定する法定外道路等をいう。
  - (2) 即時使用戸数 下水道法第9条第1項の規定により公示した供用を開始する年月日から1 年以内に公共下水道に接続する住宅等の戸数をいう。
  - (3) 大型浄化槽 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第1号に規定する浄化槽のうち処理能力50人槽以上のものをいう。

(下水道管の布設基準等)

- 第4条 市街化調整区域における下水道管の布設に当たっては、要望を受けて次の各号のいずれにも該当する区域で実施するものとする。ただし、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)が公益上特に必要があると認める場合は、この限りでない。
  - (1) 整備延長(事業計画に係る汚水の区画割平面図において定めた流下方向に従い算定した整備済管の末端から最上流に位置することとなる取付管の設置位置までの距離をいう。) を即時使用戸数で除した値が30メートル以内であること。
  - (2) 下水道管布設路線のうち新たに接続義務が発生する戸数(以下「布設路線の戸数」という。) に対する即時使用戸数の割合が6割以上であること。
  - (3) 布設路線の戸数に対する下水道工事同意戸数の割合が8割以上であること。
- 2 前項に掲げるもののほか、推進工事等の特殊工事を伴う場合や特殊事情を加味するときは、

採算性の検討を行い収支がプラスとなる区域において布設するものとする。

3 戸建て住宅及び共同住宅以外の大型浄化槽から公共下水道に切り替える場合は、第1項第1 号の規定にかかわらず、当該大型浄化槽の人槽数を5で除した値(その値に1未満の端数があ るときは、これを切り捨てる。)を即時使用戸数に代えて用いることとする。

(事前審査)

- 第5条 市街化調整区域の下水道管の布設は、次項の規定による事前審査を経た上で、当該事前審査を行った年度の翌々年度以降において、予算の範囲内で施工するものとする。
- 2 下水道管の布設に係る事前審査の申込みをしようとする者(当該者が複数である場合は、 代表者。以下「事前審査申込者」という。)は、別に定めがある場合を除き、次に掲げる書 類を添付し、下水道管布設要望書兼事前審査申込書(市街化調整区域) (様式第1号)を管 理者に提出しなければならない。
  - (1) 位置図(即時使用に係る下水道管の布設箇所及び取付管の設置位置を記載したもの)
  - (2) 下水道管布設路線の各戸の下水道管布設工事の同意書(市街化調整区域) (様式第2号)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
- 3 管理者は、前項の規定による申込みがあった場合は、前条に規定する布設基準に基づき必要な審査を行い、その結果を下水道管布設事前審査結果通知書(市街化調整区域)(様式第3号)により事前審査申込者に通知するものとする。
- 4 管理者は、前項の規定により事前審査の結果を通知する場合においては、必要な条件を付すことができる。

(確約書の提出等)

- 第6条 管理者は、前条の規定による事前審査を経た下水道管の布設工事を実施しようとする ときは、当該布設工事を行う年度の前年度に当該布設工事に係る事前審査申込者に対して、 下水道の即時使用に係る確約書の提出依頼書(市街化調整区域)(様式第4号)により通知 するものとする。
- 2 事前審査申込者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項に規定する依頼書に指定 する期限までに下水道の即時使用に係る確約書(市街化調整区域) (様式第5号) を管理者 に提出しなければならない。
- 3 布設路線の事前審査申込者以外で新たに申込をしようとする者は、前項で指定する期限までに下水道の即時使用に係る確約書(市街化調整区域)(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(審查)

第7条 管理者は、前条第2項に規定する確約書の提出があったときは、第4条に規定する布設 基準に基づき必要な審査を行い、下水道管の布設工事の実施を決定したときにあっては下水 道管布設工事実施決定通知書(市街化調整区域)(様式第6号)により、下水道管の布設工 事を実施しないことを決定したときにあっては下水道管布設工事不実施決定通知書(市街化 調整区域)(様式第7号)により前条第2項及び第3項の規定により当該確約書を提出した者 (当該者が複数である場合は、代表者。以下「布設申込者」という。)に通知するものとす る。

2 管理者は、下水道管の布設工事を複数年度にわたって実施するときは、毎年度、当該年度 の施工区域等を布設申込者に通知するものとする。

(排水設備工事に係る書類の提出等)

- 第8条 布設申込者(前条第2項の規定に該当する場合にあっては、当該年度における下水道管の布設工事の施工区域内の者に限る。以下同じ。)は、同条第1項の規定による下水道管の布設工事の実施決定があったときは、管理者が指定する期日までに、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。
  - (1) 岐阜市下水道条例施行規程(昭和36年岐阜市水道部管理規程第3号)第9条第1項に規定する工事申込書及び施行承認申請書
  - (2) 岐阜市下水道条例施行規程第11条第1項に規定する 2 排水設備工事設計書

(下水道管布設工事の施工)

第9条 管理者は、布設申込者全員に係る前条第1号及び第2号に規定する書類の提出を確認した後、下水道管の布設工事を施工するものとする。

(下水道管への接続)

第10条 布設申込者は、下水道管の布設工事の完了後、速やかに当該下水道管に排水設備を接続しなければならない。ただし、大型浄化槽から公共下水道に切り替える場合にあっては、 布設申込者全員が当該大型浄化槽の撤去工事の完了と同時に下水道管に排水設備を接続しなければならない。

(準用)

第11条 前3条の規定は、下水道管の布設工事を複数年度にわたって実施する場合について準 用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の岐阜市市街化調整区域の公共下水道管布設に関する要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後の下水道管の布設に係る要望について適用し、同日前の下水道管の 布設に係る要望については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の岐阜市市街化調整区域の公共下水道管布設に関する要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後の下水道管の布設に係る要望について適用し、同日前の下水道管の 布設に係る要望については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。